第7号様式(第6条・第29条関係)

子どものための教育・保育給付
兼子育てのための施設等利用給付 認定申請書

R８

（宛先）
上尾市長

申請日	年　　月　　日

住所：上尾市

保護者氏名：

次のとおり、 子どものための教育・保育給付
子育てのための施設等利用給付 に係る認定を申請します。

①認定を希望する児童

フ リ ガ ナ		性 別	生 年 月 日
児童氏名		男 ・ 女	令和　　年　　月　　日

②利用施設

入園施設名		施設所在市区町村名		市 ・ 区 町 ・ 村	認定年月日 （入園（予定）年月日）	令和　　年　　月　　日
入園施設形態	□幼稚園等・□認定こども園（幼稚園部分）・□認可外保育施設（ベビーシッターを含む）等 □企業主導型保育施設・□事業所内保育事業所					
入園施設について	□はじめて利用する・未就園児クラス（プレクラス）から切替　□転入前から現在の入園施設を利用している □休園していたが、再通園する　□これから入園の申込をする（企業主導型保育施設のみ）					

③申請する認定種別（いずれかにチェックをしてください。）

		利用（利用予定）施設			
		認定こども園 （幼稚園部分） 新制度移行幼稚園	未移行幼稚園	認可外保育施設等	企業主導型保育施設 事業所内保育事業所
該当施設を利用する方全員が☑		□教育・保育給付認定１号 【満３～５歳児クラス】			
保育の必要性有無	保育の必要性がない		□施設等利用給付認定 新１号 【満３～５歳児クラス】		
	保育の必要性がある	□施設等利用給付認定 新２号 【３～５歳児クラス】	□施設等利用給付認定 新２号 【３～５歳児クラス】	□施設等利用給付認定 新２号 【３～５歳児クラス】	□教育・保育給付認定 ２・３号 【０～５歳児クラス】
		□施設等利用給付認定 新３号 【満３歳児クラス・非課税世帯】	□施設等利用給付認定 新３号 【満３歳児クラス・非課税世帯】	□施設等利用給付認定 新３号 【０～２歳児クラス・非課税世帯】	

「保育の必要性がある」に属する認定区分を選択した方は下記も記載してください。

保護者 父	保護者 母	保育の必要性		保育を必要とすることの証明書類 ※証明書、診断書は発行から３か月以内のものが有効です。
□	□	就労	１か月に６４時間以上の就労をしている場合	**就労証明書** ※自営業の場合は、ご自身で就労証明書を作成いただき、確定申告書（第1表・2表）の控えの写しまたは源泉徴収票の写しを添付してください。 ※勤務する会社の代表者が配偶者もしくはその他の親族である場合、直近3か月分の給与明細の写しを添付してください。
□	□	求職	求職活動を行っている	**誓約書兼就職活動報告書** ※認定後2か月以内に就労要件を満たした就労証明書を提出してください。
	□	出産	妊娠中及び出産後間もない場合	母子手帳の出産（予定）日がわかるページのコピー ※認定期間は、出産（予定）月の前後3か月です。
□	□	疾病	疾病、負傷もしくは心身に障害がある場合 ※保育が困難であることが必要	医師の診断書（保育が困難であることが明記されているもの） または、障害者手帳のコピー
□	□	介護	同居親族の介護または看護を常時している場合	介護対象者の障害者手帳・介護保険証のコピー （ない場合は医師の診断書）
□	□	就学	日中、就学している場合（学校や職業訓練校等に在学する場合）	在学証明書およびカリキュラムや時間割 ※1か月に６４時間以上の就学が必要
□	□	災害	災害の復旧のため保育できない場合	保育課にお問い合わせください
□	□	その他	上記に類する状態にあり市が認める場合	

裏面へ続く☞

④児童の家庭状況

	フリガナ / 氏名	生年月日	年齢	職業等	連絡先
父親の状況		・ ・			
	現住所	□表面に記載の住所と同じ（□にチェックし住所の記入は不要）			
	令和７年１月１日時点の住所	□同上（□にチェックし住所の記入は不要）			
	令和８年１月１日時点の住所	□同上（□にチェックし住所の記入は不要）			
	□不在 理由	□死亡 □離婚 □別居 □失踪 □調停中 □未婚 □その他（ ）			
	□不在 事実発生日	年 月 日			

	フリガナ / 氏名	生年月日	年齢	職業等	連絡先
母親の状況		・ ・			
	現住所	□表面に記載の住所と同じ（□にチェックし住所の記入は不要）			
	令和７年１月１日時点の住所	□同上（□にチェックし住所の記入は不要）			
	令和８年１月１日時点の住所	□同上（□にチェックし住所の記入は不要）			
	□不在 理由	□死亡 □離婚 □別居 □失踪 □調停中 □未婚 □その他（ ）			
	□不在 事実発生日	年 月 日			

	フリガナ / 氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先・就学先名称・利用中の幼稚園等
その他同居の家族【住民登録上別世帯の同居の方も含みます】			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		
生活保護の状況			□適用なし ・ □適用あり（ 年 月 日 保護開始）		

⑤申請にあたり同意いただく事項

・申請書等に記載した内容並びにその内容に基づき決定した利用者負担額及び認定の内容は、子どものための教育・保育給付費及び施設等利用費の支給並びに給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
・新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第２０条第６項及び第３０条の５第５項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
・認定変更申請書にて届出ていただいた内容は、原則として当該書類の施設または市への提出日の翌月から反映されます。変更（予定）日よりも当該書類の提出日が後になった場合、書類提出日よりも前の日付に遡って認定変更は行いません。また書類に不備があり認定が出来なかった場合につきましても遡って認定は行いません。
・提出された書類は返却できません。必要な場合はあらかじめご自身でコピーをご用意下さい。
・申請内容が事実と相違した場合は、子どものための教育・保育給付・施設等利用給付に係る認定等を取り消すことがあります。申請後、離婚した、結婚した、転居した等の申請した内容に変更があった場合は、必ず「認定変更申請書」をご提出ください。変更内容によっては、認定変更申請書以外の書類の提出が必要となる場合があります。
・子ども・子育て支援法第１６条及び第３０条の３の規定に基づき、当該認定に係る審査及び申請保護者や同居親族等の市町村民税課税状況等の確認に当たって、上尾市保育課が官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることに、申請児童保護者及び同居親族等は同意します。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第１４条の規定に基づき、申請保護者や同居親族等の市町村民税関係情報等を確認することを目的に、上尾市保育課が、上尾市が保有するマイナンバー（個人番号）等を取得することに、申請保護者及び同居親族等は同意します。
・上記によって申請児童保護者の必要な情報が確認できなかった場合、上尾市保育課より申請者へ所得（課税）証明書等各種必要書類の提出を依頼することがあります。

上記事項について確認、同意しました。

保護者氏名（自署）